

4. 昭和2年の金融恐慌

- (36) 同上、151～152ページ。
- (37) 同上、150ページ。
- (38) 同上、145～149ページ。
- (39) 高橋亀吉・森垣淑『昭和金融恐慌史』清明会出版部、昭和43年、293～294ページ。
- (40) 前掲「関東震災ヨリ昭和二年金融恐慌ニ至ル我財界」146ページ。
- (41) 同上、158ページ。
- (42) 同上、157ページ。
- (43) 同上、160ページ。
- (44) 同上、164ページ。
- (45) 同上、160～161ページ。
- (46) 同上、111ページ。
- (47) 堀江帰一「パニックと国家の補償に依る救済」(『エコノミスト』第5年第11号、昭和2年6月1日) 15ページ。
- (48) 前掲「昭和二年日本銀行営業報告」465ページ。
- (49) 昭和2年5月11日付『中外商業新報』。
- (50) 昭和2年5月11日付『東京日日新聞』。
- (51) この市来総裁辞任について、中津海知方『預金部秘史』(東洋経済新報出版部、昭和3年)によれば、当時の高橋蔵相は何も語っていないし、市来総裁自身も「世上或は政党的関係とか、経済上の見解相違とかいふことをいつてゐるやうであるが、これは全く根拠のないことである」と語っているが、しかしその真相は、高橋蔵相が市来総裁に、十五銀行と川崎造船所の救済を要請したのに対し、同総裁が前者については預金者保護の見地から了承したものの、後者については強硬に反対し、結局蔵相から辞表の提出を求められたものだとしている(同書302～307ページ)。

(5) 震災手形の処理

震災手形関係2法

前述のように震災手形に対する本行の融通期限は当初大正14年(1925年)9月末であったものが、その後2度にわたって延長され、それをどのように処理するかは、政府にとってかねてからの懸案事項であったが、昭和2年(1927年)1月11日、大蔵省はその処理方針を次のように決定した。⁽¹⁾

イ、震災手形融通に伴う日本銀行の損失を補償するため、政府は1億円を限度と

して国債を発行する。

ロ、震災手形整理のため次の措置を講じる。

- ① 未整理震災手形のうち、日本銀行の損失となり、政府から補償を受くべき金額を差し引いた残額を標準として、国債を震災手形所持銀行に貸し付ける。
- ② 震災手形所持銀行は手形債務者と最長10か年の年賦償還貸付契約を締結した場合に限り、政府に対し、前記貸付を請求することができる。
- ③ 前記貸付の条件は、金利5%以上、期限10か年以内とする。

政府は以上の方針に基づき、同月26日、震災手形関係2法案を議会に提出した。議会がこれら法案の審議をめぐって紛糾したことはすでに述べた。結局、これら2法案は井上準之助のあっせん工作などもあり、3月23日、ようやく成立したが、この成立に際し貴族院は次のような付帯決議⁽²⁾を付した。

一、震災手形損失補償公債法並震災手形善後処理法ノ運用ニ付テハ審査委員会ヲ設ケ厳正公平ナル審査ヲ遂グルコト

二、政府ガ震災手形善後処理法ノ成立ハ震災手形所持銀行全部ノ地位ヲ鞏固ニスルニアルモ殊ニ台湾銀行ノ為メニ絶対ニ必要ナリトノ言明ニ信頼シ此際不得已処置トシテ之レヲ承認スルノ外ナキモ政府ハ速ニ調査委員会ヲ設ケ更ニ同行ノ鞏固ナル基礎ヲ樹立スルガ為メ適切ナル方案ヲ立テ帝国議会ノ協賛ヲ経ベキモノハ其措置ヲトルコト

右方案成立シ之レガ実行セラルル場合ニ於テハ政府ハ同行ニ対スル震災手形善後処理法ニ依ル貸付金ヲ回収スルコト

〔三、〕前二項ノ委員会ノ委員ニハ貴衆両院議員ヲ加フルコト

こうして成立した震災手形関係2法のうち「震災手形損失補償公債法」(昭和2年3月30日公布、法律第19号)は本行に関する措置を、また「震災手形善後処理法」(昭和2年3月30日公布、法律第20号)は市中銀行についての措置を定めたものであった。すなわち前者は①前述の「震災手形割引損失補償令」による、政府の本行に対する損失補償金の支払いについて、これを5分利付国債の交付をもって行うこと(第1条)、②政府はこのため1億円を限度として国債を発行で

きること（第2条）を定めていた。また後者は①昭和2年9月末現在における震災手形所持銀行（本行から震災手形の割引を受けている銀行）に対し政府が5分利付国債を貸し付けること（第2条）、②政府はこのために必要な国債を発行できること、ただしその限度は前述「震災手形損失補償公債法」による分と合わせて2億700万円とすること（第3条）、③この貸付の期限は10年以内とし、利率は年5分以上とすること（第7条）、④ただしこの貸付を受けるためには震災手形所持銀行が震災手形債務者との間に10年以内の年賦償還貸付契約の締結を要すること（第6条）、⑤この貸付に関する事務は本行が取り扱うこと（第9条）等を定めている。これらの措置は、本行が従来、震災手形所持銀行に対して行ってきた震災手形割引のうち、回収見込みのあるものについて、それを国債担保による資金融通に切り換えることをねらったものであった。⁽³⁾

震災手形処理委員会と震災手形処理方針

前記、震災手形関係2法成立の際における貴族院の付帯決議に基づき、政府は昭和2年6月「震災手形処理委員会官制」（昭和2年6月4日公布施行、勅令第155号）を制定した。この勅令によれば震災手形処理委員会は大蔵大臣の諮問に応じ、震災手形善後処理および震災手形損失補償に関する事項を調査審議すること（第1条）を目的とし、会長1名、委員12名以内をもって構成すること（第2条）、また、会長には大蔵大臣を、委員には①大蔵部内高等官、②貴族院議員、③衆議院議員、④日本銀行総裁および副総裁、⑤日本銀行理事をもってこれにあてること（第3条、第4条）となっていた。なお参考までに当初の構成メンバー⁽⁴⁾（幹事は省略）をあげると次のとおりである。

会 長	大 蔵 大 臣	三 土 忠 造
委 員	大 蔵 政 務 次 官	大 口 喜 六
”	大 蔵 次 官	黒 田 英 雄
”	大 蔵 省 理 財 局 長	富 田 勇 太 郎
”	” 銀 行 局 長	松 本 脩
”	貴 族 院 議 員	青 木 信 光

委員	貴族院議員	阪谷芳郎
”	衆議院議員	山本条太郎
”	”	原脩次郎
”	日本銀行総裁	井上準之助
”	” 副総裁	土方久徴
”	” 理事	深井英五
”	” ”	麻生二郎

震災手形処理委員会は第1回会合を昭和2年7月16日に開き、そこで震災手形処理方針を定めた。同委員会は続いて第2回以降、個別銀行ごとに震災手形処理について審査し、昭和4年1月17日の第9回委員会をもって全部の審議を終了し、同年12月5日をもって廃止された。

第1回委員会において決定された震災手形処理方針によれば、回収不能となった震災手形に関する政府の本行への補償基準、および震災手形所持銀行（融通先銀行）への政府貸付の方針の概要は以下のとおりであった。⁽⁵⁾

融通先銀行の状況	本行への補償	善後処理法による貸付
(1) 破産または清算中の場合	本行が割引した震災手形中、その担保たる震災手形の取り立てによって回収することが不能と認められる金額につき、被融通銀行の全資産に対し、他の無担保債権者と同様の地位において債権を行使し、それでもなお回収不能と認められる金額を補償する。	行わない。
(2) 休業中またはこれに準ずる場合で、そ	同上。	同上。

融通先銀行の状況	本行への補償	善後処理法による貸付
<p>の整理存続の見込みがないもの</p> <p>(3) 休業中またはこれに準ずる場合で、その整理存続の見込みあるもの</p>	<p>本行が割引した震災手形中、その担保たる震災手形の取り立てによって回収することが不能と認められる金額につき、次の条件により補償する。ただしこの補償金額は、被融通銀行の整理存続上必要な限度内とする。</p> <p>① 積立金を取り崩すこと</p> <p>② 銀行の整理存続を害しない程度において十分な減資減配を行うこと</p> <p>③ 銀行の重役が相当な私財を提供すること</p>	<p>行　　う。</p>
<p>(4) 営業継続中であるが、前記(3)の①、②の整理条件を実行した場合</p>	<p>本行が割引した震災手形中、その担保たる震災手形の取り立てによって回収することが不能と認められる金額を補償する。ただしこの補償金額は被融通銀行の整理存続上必要な限度内とする。</p>	<p>行　　う。</p>
<p>(5) 営業継続中で、別</p>	<p>本行が割引した震災手形</p>	<p>同　　上。</p>

融通先銀行の状況	本行への補償	善後処理法による貸付
段整理の必要がない 場合	の担保たる震災手形中回収 不能なものがあっても補償 しない。	

なおこの震災手形処理方針は、本行に対する政府補償後における震災手形の取扱いについても触れているがこの点については後述する。

善後処理法による政府貸付

「震災手形善後処理法」による政府貸付については、昭和2年9月6日、その手続に関する大蔵省令「震災手形善後処理法ニ依り震災手形所持銀行ニ対シ貸付ヲ為ス手続」が公布され、次いで同年11月30日、台湾銀行ほか16行に対し総額7447万円が一括して貸し付けられ、さらに翌昭和3年5月22日、昭和銀行（同行に合併された近江銀行分）に対し、164万円の貸付が行われた。その結果、貸付総額は7611万円となった（交付国債の額面では7829万円）（表4-21）。具体的な貸付の条件は以下のとおりであった。⁽⁶⁾

イ、貸付は下記の国債を交付する方法によって行う。

五分利国庫債券（第44回）

発行日 昭和2年11月30日
償還期限 昭和14年12月1日
交付価格 100円につき97円20銭

なお、この国債交付は登録の方法で行うが、後日名義人が登録除却または売買譲渡しようとする場合は、大蔵大臣の承認を要する。

ロ、貸付の期間……原則として10年

ハ、貸付利率……年5.55%（延滞利息は日歩2銭）

ニ、返済……年賦償還（ただし年2回に分納）とし、現金をもって返済する。

以上の貸付は前述のように昭和銀行の分を除き、昭和2年11月30日に実行され

表 4-21 震災手形善後処理法による政府貸付とその回収状況

(単位：千円)

貸付先	貸付金	交付国債額面	回収		高合計	回収不能額	備考
			元	利息			
朝鮮銀行	2,221	2,285	2,221	66	2,287	0	3. 6. 25完済
元町銀行	20	21	20	1	21	0	3. 7. 26 "
六町銀行	300	309	300	45	345	0	5. 10. 15 "
昭和三和銀行	1,637	1,669	1,637	381	2,018	0	9. 1. 15 "
昭和三和銀行	349	359	349	79	428	0	9. 5. 3 "
(元横) 東興信銀行	610	628	610	166	776	0	9. 7. 20 "
(元渡) 東興信銀行	285	293	285	91	376	0	10. 2. 9 "
(元八) 第十銀行	1,910	1,965	1,910	551	2,461	0	10. 5. 7 "
(元台) 第十銀行	53,690	55,237	53,690	17,691	71,381	0	10. 6. 15 "
平沼銀行	262	269	262	59	321	0	10. 10. 8 "
(元藤本) ビルプロローカー銀行	1,596	2,073	1,596	544	2,140	0	11. 12. 11 "
(元藤本) ビルプロローカー証券株式会社	419	419	419	140	559	0	11. 12. 11 "
(元中) 野中央銀行	130	134	130	60	190	0	11. 12. 21 "
(元大) 信若中央銀行	184	189	56	4	60	128	14. 7. 17免除
(元若) 尾名銀行	1,014	1,043	0	78	78	1,014	18. 10. 7 "
(元長) 尾名銀行	59	61	19	52	71	40	19. 3. 17 "
(元若) 尾名銀行	3,526	3,628	1,234	943	2,177	2,292	19. 11. 30 "
(元東) 信商銀行	220	226	44	43	88	176	25. 11. 29 "
(元第) 二銀行	7,680	7,901	1,900	1,024	2,924	5,780	26. 3. 30 "
合計	76,111	78,288	66,682	22,018	88,701	9,429	

(出所) 日本銀行保有資料。

たが、この貸付を受けた銀行の大部分は、即日交付国債を担保として新しく本行から融通を受け、これを震災手形融通の返済にあてた。この貸付は総額6847万円となったが、昭和3年7月23日の平沼銀行を最後として全額回収された。これは前記交付国債の売却またはこれを担保とする市場借入れ、その他本行の第二別口特別融通（後述「日本銀行特別融通及損失補償法」による貸出）等によって融通先銀行の資金繰りに余裕が生じたことによるものであった。

本行への補償

震災手形処理委員会の審議の対象となった本行融通先銀行は19行で、このうち10行（朝鮮、台湾、小田原実業、関東、左右田、中井、中沢、村井、八十四、近江）は整理存続の見込みありと認められた。また同委員会が決定した本行の震災手形回収不能額は合計1億522万円であった（表4-22）。しかしその後、担保手形に対する入金等があったので、実際の回収不能額はこれより若干減少して1億503万円となった。いまここまでの震災手形の経過をまとめてみると、次のようになる。

融通を与えた震災手形総額	430,816,912. <u>38</u>
昭和2年9月末までに市中銀行の手元で決済した額（－）	246,100,300. <u>30</u>
昭和2年9月末残高(33行分)	184,716,612. <u>08</u>
昭和2年10月以降、政府の最終補償実行（昭和4年2月14日）までの回収額（－）	79,681,886. <u>46</u>
差引回収不能額（19行分）	105,034,725. <u>62</u>

上記昭和2年10月以降の回収額の中には、前述「震災手形善後処理法」によって、震災手形所持銀行に貸し付けられた交付国債を担保として本行が融通した資金による返済6847万円を含んでいる。さらに以上の回収不能額に対する政府の本行への補償額決定については、次のように回収不能額に震災手形融資に伴う本行の費用や収益を加減して、その額を9982万円とした。

4. 昭和2年の金融恐慌

回収不能額	105,034,725. <u>62</u>
銀行券発行費用(+)	15,463,250. <u>55</u>
割引料延滞利息等(-)	20,677,388. <u>52</u>
純損失	99,820,587. <u>65</u>
国債交付の際の端数 (-)	20. <u>15</u>
実際の補償額	99,820,567. <u>50</u>

これにより、政府は以上の補償額に相当する5分利付国債を昭和2年12月16日の第1回分から昭和4年2月14日までの7回に分割して本行に交付した(額面1億975万円)。こうして最終補償が行われた昭和4年2月14日をもって本行勘定から震災手形の特別融通(別口割引手形)は消滅した。なお、上記交付国債はいずれも発行の年より5年据置、その翌年より起算して50年間に償還するという長期債であった。

表4-22 震災手形処理委員会による回収不能決定額

(単位:千円)

決定日	銀行名	回収不能決定額	(参考) 決定時における融資額
昭和2年7月29日	村井・小田原実業・台湾 (うち村井) (" 台湾)	60,509 (14,418) (46,000)	114,663 (14,462) (99,746)
" 8月30日	中井・加満屋・田中商業	2,777	2,835
" 9月20日	左右田・福徳	3,925	4,638
" 10月6日	中沢・関東・第百二十	4,335	5,052
" 11月19日	八十四・永楽・東明	6,294	6,294
" 11月22日	共信・朝鮮 (うち朝鮮)	15,180 (15,000)	17,612 (17,404)
" 12月29日	近江	6,751	7,002
昭和4年1月17日	辛酉・東京渡辺	5,442	5,442
計	以上19行	105,221	163,546

(出所) 前掲「関東震災ヨリ昭和二年金融恐慌ニ至ル我財界」21ページにより作成。

震災手形と政府貸付の最終結末

前述の震災手形処理委員会において決定された震災手形処理方針は、本行に対する政府補償後における震災手形（補償済震災手形）の取扱いについて次のように⁽⁷⁾に定めた。

- イ、融通先銀行が破産・清算中、または休業中であって整理存続の見込みがない場合においては、その補償済震災手形を本行が保有し、
- ロ、融通先銀行が整理存続の見込みがある場合においては、本行は補償済震災手形に関する債務を免除するとともに、その震災手形債務の担保たる震災手形を本行に譲渡させ、本行がそれを保有し、
- ハ、上記のいずれの場合においても、本行保有の補償済震災手形の入金があった時は、まず、本行の損失額が1億円を超過して本行が補償を受けえなかった金額の返償に充当し、なお残余がある場合には、これを政府に納付すること。

その後本行はこの方針に基づき補償済震災手形を処理するとともに、その取立てに努めた。しかしもともと震災手形の債務者は関東大震災によって痛手を受け、しかもその後長期にわたる不況の中で、経営の立直しに苦しんでいる者が多かったから、この震災手形の整理回収の事務は極めて難航した。この間本行は個々の債務者と接触し、権利保全の手続をとり、また担保処分を実行しただけでなく、なかには支払請求の訴訟を提起したケースもあった。当時の『取立日誌（昭和五年六年ノ一部）』と題する記録は、本行職員が震災手形債務者から債務承認書を徴求するため、個々の債務者を訪問した際のメモであるが、これをみても、震災手形回収に関する、当時の本行職員の労苦をしのぶことができる。いま参考までに、その中からごく一部を抜粋してみよう⁽⁸⁾（ただし訪問先個人名はA、B、C、……で表示した）。

昭和五年一月十日取立日誌

屢々督促せしも債務承認書を提出せざる横浜在住の左の債務者を訪問せり

- 一、A 本人に面会し事情説明の上承認書を徴求せり
- 一、B 相当なる住宅を構ふ

本人の言ふ所に依れば本手形二通共に左右田銀行寿町支店支配人杉本某及本

人使用人共謀の偽造手形にして訴訟となるも承認の意志なしとて承認書を提出せず

手形金額合計一三、二二七円

左の債務者は何れも不在なりしを以て至急承認書を提出すべき様家人に嚴重申付けたり

一、C 病気の為め宇和島へ帰国中の由

右の事実を裏書人野中雄三に就き尋ねたるも野中不在にて真偽不明

一、D 夫婦共保土ヶ谷なる親戚の法事に赴きたる由 再度訪れたるも帰宅せず

一、E 再度訪問せるも二度共事務所閉鎖され居り面会不能

以上のような状況であったから、震災手形の回収はなかなか進捗しなかった。昭和6年2月、本行は大蔵省の指示により、昭和4年1月19日以降昭和6年1月末までにおける取立回収高を大蔵省銀行局長に報告しているが、これによればこの間の取立額は102万円余であった。これは前述の回収不能額の1%にも満たない。なお本行の損失額は前述のように1億円を割っていたので、これら取立額は政府に納付することになり、本行の取立費用を差し引き100万円余が政府に納付された。

本行はその後も補償済震災手形の取立てに努め、その結果最終処理が終了したのは、第2次世界大戦後の昭和24年12月28日で、それまでの回収総額は635万円であった(表4-23)。ここにおいて本行は翌25年2月16日付をもって大蔵大臣および会計検査院長に対し、補償済震災手形取立完了の旨を報告した。前述のように本行は震災手形融通について9982万円余の損失補償を受けたが、以上のような補償済震災手形の取立てによって、回収額から本行の立替費用7万円弱(主なものは訴訟費用)を控除した残額628万円を政府に納付したので、本行に対する実際の政府補償額は9354万円に縮減されたわけである。

一方「震災手形善後処理法」に基づく政府貸付の回収も、貸付実行以来実に23か年余の長期にわたって行われた。この間諸情勢が大きく変化したこともあって、融通先銀行の中には整理存続が困難になったものや、償還割賦金条件の変更緩和を要するものもあった。もっとも融通先銀行18行のうち、12行分6343万円は

表 4-23 補償済震災手形の回収状況

(単位：千円)

銀行名	回収不能 決定額	補償後の 取立額 (A)	うち元金	本行の 立替費用 (B)	政府への 納付額 (A-B)
朝鮮銀行	15,000	1,361	982	—	1,361
台湾銀行	46,000	681	537	—	681
関東銀行	259	1	1	—	1
小田原実業銀行	91	3	3	—	3
第二十銀行	46	59	40	—	59
東明銀行	137	21	14	3	18
加満屋銀行	433	142	26	8	134
田中商業銀行	45	4	3	0	4
福德銀行	88	9	7	—	9
永楽銀行	4,000	59	59	—	59
共信銀行	181	21	18	0	21
左右田銀行	3,836	504	387	0	504
中井銀行	2,298	105	52	0	105
中沢銀行	4,027	16	14	—	16
村井銀行	14,399	656	490	—	656
八十四銀行	2,153	1,165	1,030	1	1,164
近江銀行	6,598	561	486	10	552
東京渡辺銀行	4,544	935	843	47	888
辛酉銀行	899	46	37	—	46
計	105,035	6,348	5,028	69	6,280

(注) 0は単位未満。

(出所) 日本銀行保有資料。

融通期限の昭和12年9月15日をまたぎ、逐次完済された。しかし他の6行分1268万円については回収難を生じ、最終的に943万円が回収不能となった(前掲表4-21)。この結果、元金に対する回収率は87.6%となった。

以上のようにして本行は昭和26年3月30日、政府貸付回収の最終処理を完了し、翌4月12日、大蔵大臣および会計検査院長にその旨を報告した。ここにおいて本行は補償済震災手形の回収を含め、震災手形に関する整理作業をすべて完了したことになる。顧みれば、昭和2年、政府が震災手形整理のため法案を議会に提出して以来、実に24年の長期を要したことになるが、この間戦時中ならびに戦後におけるインフレーションの進展によりこれらの震災手形関係の債権・債務は実質的に大幅減価していたことを見落としてはならない。

(1) 前掲「関東震災ヨリ昭和二年金融恐慌ニ至ル我財界」14ページ。

- (2) 前掲『日本金融史資料』昭和編第13巻、昭和40年、201ページ。
- (3) 昭和2年1月29日、衆議院における片岡大蔵大臣の「震災手形損失補償公債法案」および「震災手形善後処理法案」に関する説明（同上、2ページを参照）。
- (4) 前掲『昭和財政史』第10巻、94～95ページ。
- (5) 日本銀行保有資料。
- (6) 同上。なおこの交付国債の最終利回りは年5.384%となるから、政府貸付利率より若干低いことになる。
- (7) 同上。
- (8) 日本銀行保有資料『取立日誌（昭和五年六年ノ一部）』。原文の片仮名は平仮名に改めた。

(6) 補償法特別融通と台湾融資法特別融通

法律の制定

昭和2年（1927年）4月20日、金融界の激しい動揺の中で発足した田中内閣は、前述のように応急の措置として、まず21日間のモラトリアムを実施したが、さらにそのモラトリアム実施期間中の5月4日、モラトリアム実施のための緊急勅令について議会の承諾を求めるとともに、モラトリアム明け後の財界安定策として「日本銀行特別融通及損失補償法案」および「台湾ノ金融機関ニ対スル資金融通ニ関スル法律案」の成立を図るため、臨時議会を召集した。若槻内閣の下で実行しようとした財界安定策が激しい批判を浴びたことは前述のとおりであるが、その後金融恐慌が一段と激化し、また政権の交代があったこともあって、この際はとりあえず臨機応変の措置を採るべきであるとの雰囲気が強くなっていた。5月4日に開会された臨時議会は、首相の施政方針演説も省略して、翌5日から直ちに前記2法案および緊急勅令「金銭債務ノ支払延期等ニ関スル件」に関する承諾案件の審議に入った。議会審議では一時かなり紛糾する場面もあり、また後述のように法案の一部に修正が加えられたものの、審議開始からわずか3日後の5月8日（日曜）に2法案は成立し、前記緊急勅令についての承諾も得られた。

5月5日、衆議院において前記2法案の審議を開始するに当たり、高橋蔵相はその提案理由を次のように述べた。⁽¹⁾まず「日本銀行特別融通及損失補償法案」について、「蓋し今回の如き、財界大動揺の場合に於きましては、是が安定を期するが為には、先づ以て金融機関に対する預金者の不安の念を除いて、人心を平静ならしむるを必要とする」のであり、そのためには「日本銀行が常軌に依らざる貸出しを為して、以て銀行の預金支払準備金を充実せし」めなければならないが、さりとてこのために「日本銀行が損失を蒙り、為に其中央銀行としての地位を危くするが如きこと」があってはならないので、「日本銀行に対し、国家が其損失を補償すべきことを約束するのは、此際洵に必要已むを得ざるの処置と考へる次第」とした。次に「台湾ノ金融機関ニ対スル資金融通ニ関スル法律案」については、「台湾に於ける金融機関も極めて不安の状態に在る」が、「若し是等金融機関の機能を維持することが困難となりますれば、台湾の経済界は極度に混乱せられ、台湾統治の全局に重大なる影響を及ぼす」ことになるし、また台湾銀行は「我国の外国為替銀行として重要な任務に従事して居る」ので「同行の海外各店に於ける債務の支払は、我が対外信用を維持する上に於て極めて必要なこと」であるから、「政府は茲に日本銀行をして台湾に於ける諸金融機関に対し、資金の融通を為さしめんとする」ものであると述べた。

これに対し議会の審議においては①預金者保護を目的とするものであるならば、休業銀行の預金者救済についても考慮すべきではないか、②日本銀行に対する政府補償限度の算定根拠は何か、③日本銀行の特別融通期間は長過ぎるのではないかといった点に質問が集中した。これに対する政府の回答は、⁽²⁾以上のうち第1点については、今後の動揺を未然に防止しようという法案の趣旨からいって、休業銀行に特別融通を与える必要はないこと、第2点については全国の銀行預金を100億円、⁽³⁾このうち取付けにあう預金を50億円と仮定し、日本銀行の被る損失はその1割と考へたこと、第3点については民衆に対する心理的効果を考えると融通期間を短縮するのは適当ではないという内容であった。

以上のような審議の過程で、衆議院では「日本銀行特別融通及損失補償法案」の一部修正動議が3件提出され、うち2件は否決されたが、結局同法第1条につ

いて次のような修正案が可決された（下線部分が原案に追加されたもの⁽⁴⁾）。

第一条 日本銀行ハ現ニ預金ノ払戻停止中ニ非ザル銀行ヨリ其ノ預金（定期積金ヲ含ム）ノ支払準備ニ充ツル為資金融通ノ請求アリタル場合ニ於テ財界ノ安定ヲ図ル為必要アリト認ムルトキハ之ニ対シ手形割引ノ方法ニ依リ大蔵大臣ノ定ムル特別融通ヲ為スコトヲ得

現ニ預金ノ払戻停止中ノ銀行ニシテ将来営業継続ノ見込アルモノニ付テハ前項ノ規定ヲ適用ス

日本銀行ガ前二項ノ特別融通ヲ為スニ付テハ特別融通審査会ノ議ヲ経ルコトヲ要ス特別融通審査会ノ組織及権限ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

以上の修正により、現に休業中の銀行であっても将来営業継続の見込みありと判断された場合には特別融通の対象となりうることははっきりした。また特別融通についての調査審議機関として「特別融通審査会」が置かれることになった。貴族院における法案審議は5月8日、1日だけで終了し、同日夜、2法案とも成立した（なおここで成立した「日本銀行特別融通及損失補償法」（昭和2年5月9日公布施行、法律第55号）および「台湾ノ金融機関ニ対スル資金融通ニ関スル法律」（昭和2年5月9日公布施行、法律第56号）の名称は、以下前者を「日銀特別融通補償法」または「補償法」と、後者を「台湾融資法」と略称する）。

ところで、この「日銀特別融通補償法」および「台湾融資法」に対する新聞・雑誌の論調は依然かなり手厳しいものが少なくなかった。まず臨時議会開会前日の5月3日付『東京朝日新聞』社説は、とくに「台湾融資法」を非難し、「五億円の特別補償法に対してもその金額は大いに削減する必要があるが、特に台湾の金融機関の特別融通二億円に対してその全額を補償せんとするが如きは乱暴極まる法律案である」と述べている⁽⁵⁾。ところが議会は前述のように比較的短時日のうちに2法案の審議を終了し、しかも休業中であっても将来営業継続の見込みのある銀行に対しては「日銀特別融通補償法」を適用できるよう修正を加えた。このため『東京朝日新聞』の批判は、こうした議会の態度に向けられることになった。すなわち5月10日付の同紙社説は「吾人がこの貴衆両院の態度に対して、今更ながらしみじみと感ずることは如何に今日の政治が国民の利害を無視したる特

殊関係者擁護の不公平のものであるかといふことである」と述べるとともに、その国民経済に及ぼす影響を考へても「誠に寒心に堪へないことばかりである」と結んだ。⁽⁶⁾5月11日付の『大阪毎日新聞』社説も、これら2法が「その運用宜しき」を得ればよいが、もしそれを誤れば、その結果は「不良銀行の濫救済に化し、わが財界の将来を益々闇黒に導くことになるであらう」と警告し「震災手形に関する近き事例から見ても、不良銀行を弥縫救済する危険は今日から最も痛切に警戒して置かなければならぬ」と主張した。⁽⁷⁾

もちろんこれら2法に対する賛成論もあった。例えば昭和2年5月7日付の『東洋経済新報』は政府の資金をもって「預金者を救ふ」という考え方には反対であるとしながらも、「公共の安寧」という見地からこれらの措置に賛成すると述べた。⁽⁸⁾また議会在法審議を続けていた5月6日付の『中外商業新報』も「この際、他の問題は第二として、財界安定策を確立するのが、何より賢明な態度であらう」と述べて、⁽⁹⁾政府の方針を支持している。

以上のように「日銀特別融通補償法」「台湾融資法」に対する新聞・雑誌の論調には賛否両論があったが、通観すれば若槻内閣当時と比較して、この際金融界の安定を優先させることはやむをえないという論調が強まったように思われる。これは前述の議会の空気と軌を一にするものである。既述のように第2次動揺がモラトリアム実施という最悪の事態に発展し、そうした状況の変化が議会の態度や新聞・雑誌の論調をある程度変化させたことは否定できない。

「日銀特別融通補償法」の概要と特別融通の実行

「日銀特別融通補償法」の内容はおおむね以下のとおりであった。

イ、日本銀行は現に預金の払戻しを停止していない銀行（現に預金の払戻しを停止しているが将来営業継続の見込みがあると認められる銀行も同様の取扱いをうける）から預金の支払準備にあてるため資金融通の請求があり、その資金融通が財界安定のため必要と認められるときは、手形割引の方法により大蔵大臣の定める特別融通を行うことができる（第1条）。

ロ、昭和2年4月22日（モラトリアム実施の日）から、本法施行の日の前日まで

に日本銀行が行った手形割引のうち、前項に該当するものは本法による特別融通とみなす（附則）。

ハ、日本銀行がこの特別融通のために手形を割引できる期間は本法施行の日から1年間とする（第2条）。

ニ、この特別融通の期間は本法施行の日から10年以内とする（第3条）。

ホ、政府はこの特別融通によって日本銀行が損失を受けたときは、同行に対し5億円を限度として損失を補償する契約をすることができる（第4条）。

ヘ、日本銀行がこの特別融通を行うにあたっては、特別融通審査会の審議を経なければならない（第1条）。

ト、この特別融通によって日本銀行が受けた損失額は特別融通損失審査会がこれを決定する（第5条）。

チ、特別融通審査会、特別融通損失審査会の組織、権限については勅令をもって定める（第1条、第5条）。

政府はこの法律により同じ5月9日に「特別融通審査会規則」（昭和2年勅令第106号）を公布施行した。この勅令によれば、特別融通審査会は日本銀行の行う特別融通について必要な事項を調査審議することを任務とし（第1条）、会長には本行総裁をあて、また委員は大蔵省高等官、本行副総裁および理事の中から大蔵大臣が任命する（第3条）ことになっていた。特別融通審査会の第1回会合は5月9日に開かれたが、その際の構成メンバー（幹事は省略）は次のとおりであった。⁽¹⁰⁾

会 長	日本銀行総裁	市 来 乙 彦
委 員	大蔵省銀行局長	松 本 脩
”	” 理財局長	富 田 勇太郎
”	大 蔵 事 務 官	原 邦 道
”	日本銀行副総裁	土 方 久 徴
”	” 理 事	深 井 英 五
”	” ”	麻 生 二 郎
”	” ”	川 田 敬 三

委員 日本銀行理事 浜岡五雄

特別融通審査会はまず特別融通の実行方法について協議を行い、5月10日、次のような決定を行った。⁽¹¹⁾

イ、特別融通の依頼を受けたときは、依頼銀行の預金支払準備として必要な金額を査定し、審査会の議を経て、その融通を行うこと、ただし事情切迫の場合には融通を実行したうえ、事情を付して事後承認を得ること。

ロ、特別融通は手形割引の方式によって行い、その割引歩合は国債担保の最低歩合を適用すること（なお、延滞の場合は原日歩の5厘増し）。

ハ、融通を受けた銀行の状況により回収を促進する必要が認められる場合には、書換えの際に、特に割引歩合を高めること、ただしその場合は審査会の議を経ること。

ニ、書換えの際利息の貸増しを行わないこと。

なお、特別融通の担保およびその掛目についても具体的に定められたが、ここでは参考までに有価証券の担保掛目のみを掲げる。

- ① 国債 時価
- ② 地方債 時価の95%まで
- ③ 社債 ”
- ④ 株券 時価の90%まで
- ⑤ 倉庫証券 時価の80%まで

続いて同審査会は個別銀行に対する特別融通議案を審議し、その可否を決定していった。この場合同審査会に提出する議案の作成には、本行審査部が当たった。しかも同審査会の構成は、前述のように会長が本行総裁であるだけでなく、委員の大半は本行役員であったから、この特融議案の可否決定に本行の意向が強く反映されたことはいうまでもない。またこの議案は融通先銀行の整理案を含むものであったから、この整理案を作成するため、融通先銀行の資産内容が詳細に調査され、さらに先行きの収支見通しが検討されたうえ、整理再建の見込みがあると認められた場合には、整理案に即して特別融通計画が起案された。本行はこの議案が特別融通審査会で決定されると、これにしたがって特別融通を実行し

4. 昭和2年の金融恐慌

た。実際に融通が開始されたのは5月11日からであるが、以後特別融通実行の最終日である昭和3年5月8日まで、本支店を通じ114行に対し総額7億6192万円（書換分を含まず）の補償法特別融通が実行された。もっともこのうち特別融通実行期間中に返済されたものが7398万円あったので、結局昭和3年5月8日現在の残高は88行分、6億8794万円であった。またこの中で融通額が1億円を超えたのは十五銀行と昭和銀行の2行であった（表4-24）。

表4-24 補償法特別融通の実行

（単位：千円）

融通先	当初融通額	昭和3年5月8日現在残高	最終結末
十五銀行	177,000	177,000	昭和18. 9. 30完済
昭和銀行	101,932	101,932	” 17. 6. 30 ”
加島銀行	97,323	65,997	23,437千円回収不能
藤田銀行	90,464	90,000	昭和17. 6. 29完済
朝鮮銀行	58,000	58,000	” 16. 6. 20 ”
台湾銀行	38,474	38,391	” 11. 5. 2 ”
神田銀行	33,152	16,535	6,065千円回収不能
若尾銀行	16,724	15,640	10,090千円 ”
大分合同銀行	14,441	9,487	昭和22. 4. 30完済
第二銀行	11,731	11,728	” 23. 12. 10 ”
横浜興信銀行	10,839	10,837	” 22. 4. 26 ”
第七銀行	10,170	9,226	552千円回収不能
今治商業銀行	7,861	6,212	昭和16. 12. 1完済
漢城銀行	7,639	7,133	” 18. 7. 12 ”
盛岡銀行	6,180	5,932	357千円回収不能
福島銀行	5,462	5,360	3,866千円 ”
信濃銀行	4,020	3,835	536千円 ”
郡山合同銀行	3,900	3,895	1,005千円 ”
第六十五銀行	3,528	2,688	昭和 3. 10. 23完済
唐津銀行	3,123	2,143	” 16. 11. 22 ”
第十九銀行	3,000	3,000	” 4. 3. 20 ”
下野中央銀行	3,000	3,000	” 4. 7. 22 ”
七十七銀行	3,000	3,000	” 4. 3. 9 ”
その他とも計	761,921	687,938	

（出所）日本銀行保有資料。

以上の特別融通の担保には株式、不動産、財団付債権等、成規担保以外のものが相当含まれており、各融通先銀行の担保繰りの窮迫状況を示している。いま参考までに、前記昭和3年5月8日現在の融通残高について、その担保別内訳をみ

ると、次のとおりである。⁽¹²⁾

有 価 証 券	196,685千円
手形および証書	317,615 "
不 動 産 付 債 権	123,040 "
財団その他付債権	50,597 "
計	687,938千円

特別融通については、金利面でも優遇的な扱いをした。すなわち昭和2年5月、「日銀特別融通補償法」および「台湾融資法」の成立に際し、衆議院はこれら法律の運用に当たっては、特別融通の金利は「国債以外ノ担保貸付歩合以上」を適用するよう希望条項を付していた。⁽¹³⁾しかし前述のように5月10日の特別融通審査会は、この特別融通に実際に適用する金利を国債担保貸付の最低利率とすることを決定した。これは昭和2年5月9日大蔵省令第12号「日本銀行特別融通及損失補償法第一条ニ依ル特別融通ニ関スル規程」において「日本銀行カ特別融通ヲ為ス場合ニ於ケル割引歩合ハ国債担保ノ貸付利率ニ依ルモノトス」(第3条)と定められたことをうけたもので、前述の衆議院の希望条項より一段と優遇的な利率を適用したものであった。こうして補償法特別融通に適用される金利は、この特別融通開始時の5月11日以降は日歩1銭7厘、同年10月10日の公定歩合引下げ後は日歩1銭6厘となった。さらにその後、融通先銀行の実情からみて上記金利は高過ぎるケースがあるということから、同年12月、前記大蔵省令第12号第3条に「特別ノ必要アル場合ニ於テハ日本銀行ハ大蔵大臣ノ承認ヲ受ケ前項ノ利率ニ依ラス特別融通ヲ為スコトヲ得」という一項が追加され、昭和銀行、十五銀行関係分等18件がその適用を受けた。

「台湾融資法」と台湾銀行の整理

前述の震災手形関係2法制定の際における貴族院の付帯条件に基づき、政府は昭和2年4月5日、「台湾銀行調査会官制」(勅令第69号)を公布し、「台湾銀行調査会」を設置した。同日付で任命された同会のメンバー(幹事は省略)は以下のとおりであった。

会長	貴族院議員	井上準之助
委員	大蔵政務次官	武内作平
”	大蔵次官	田昌
”	大蔵省理財局長	富田勇太郎
”	” 銀行局長	松本脩
”	台湾総督府総務長官	後藤文夫
”	貴族院議員	阪谷芳郎
”	”	青木信光
”	衆議院議員	元田肇
”	”	三土忠造
”	”	原脩次郎
”	日本銀行総裁	市来乙彦
”	” 副総裁	土方久徴
”	” 理事	麻生二郎

この台湾銀行調査会は同じ4月5日に第1回会合を開き活動を開始したが、その後間もない4月18日、前述のように台湾銀行は、ついに台湾島外店舗の大部分が休業せざるをえない事態に追い込まれた。しかし同行はその後、財界安定のための2法律が公布施行された5月9日に全面的に営業を再開した。「台湾融資法」は、台湾の金融機関を対象に前記、「日銀特別融通補償法」と同様の措置を講じようとするものであった。ただし政府の本行に対する損失補償限度は2億円であった(第3条)。またこの措置の目的について、同法第1条は「政府ハ台湾統治ノ必要上台湾ニ於ケル金融機関ヲシテ其ノ機能ヲ維持セシムル為又ハ海外ニ於ケル帝国ノ信用ヲ維持スル為必要アリト認ムルトキハ」と規定し、この措置が政治的観点から採られるものであることを明確にしている。ただこの措置が「台湾ノ金融機関」全体を対象としているといっても、同法制定の経緯からみて、それが実質的には台湾銀行救済のための措置であることは明らかであった。同法による特別融通は、台湾銀行ほか2行に対して行われ、その合計は1億9150万円であった。

まず台湾銀行に対する融通についてみると、昭和2年5月10日の2500万円を第1回分として、7月30日までに合計1億8500万円が実行された(表4-25)。この資金の使途は次のとおりであった。⁽¹⁴⁾

イ、内地市場借入金・日本銀行預金(代理店預金)の返還

および同行発行銀行券準備に充当する国債買入れ資金…………… 130,231千円

なお、この内訳は次のとおりで、上記金額との不突合は自行資金によるもの。

内地市場借入金……………	127,222千円
日本銀行預金……………	11,000 "
銀行券保証準備買入……………	5,000 "
計	143,222千円

ロ、在外各店預金・借入金総額5110万円の返済資金……………34,100千円

ハ、横浜正金銀行經由政府指定預金米貨1000万ドル元利返済資金…………20,669千円

次に台湾商工銀行に対しては翌3年2月25日に、350万円、また華南銀行に対しては同年3月15日に300万円の特別融通が実行された。これら両行はいずれも第1次世界大戦後の反動不況の中で経営難に陥り、台湾銀行の資金援助を受けていたもので、そのため台湾銀行の破綻によってその再建計画が折し、台湾融資

表4-25 台湾融資法による特別融通残高の推移

(単位：千円)

昭和	台湾銀行	台湾商工銀行	華南銀行	計
2年5月10日	25,000			25,000
23日	51,100			51,100
7月11日	71,769			71,769
30日	185,000			185,000
3年2月25日	185,000	3,500		188,500
3月15日	185,000	3,500	3,000	191,500
6月25日	0	0	0	0

(注) 昭和3年6月25日、「台湾融資法」に基づきこれら金融機関の債務は免除され、これに伴う本行の損失は政府によって補償された。

(出所) 「特別融通損失審査会議案」第2号、第3号(前掲『日本金融史資料』昭和編第25巻所収)346ページ、348ページおよび日本銀行保有資料。

法による特別融通を受けることになったものであった。またこれら特別融通の金利については補償法特別融通よりさらに低い利率、つまり昭和2年7月11日までに実行された3回分(台湾銀行向け)については年利2.25%、それ以後の3回分(台湾銀行、台湾商工銀行、華南銀行向け)について

は年利1.25%という低率であった。

一方5月9日、全面的営業を再開した台湾銀行に対し、本行は前述の補償法特別融通および台湾融資法特別融通は別として、本行の責任に基づく融資については、外国為替貸付を除き、新規融通を行わないことにし、従来の融通金の回収に努めた。その結果昭和4年末までに回収された本行口特別融通は7815万円（昭和2年4月16日残高の57%）に達し、

同年末残高は5960万円となった。なおこの間成規融通（保証品付手形）1662万円も回収されているので、これを合わせると昭和4年末までの回収額は9477万円となる。しかし昭和5年1月の金解禁後、わが国の経済は一段と不況色を強めたため、本行口特別融通の回収もなかなか進捗しなかった。そして昭和7年以降の経済界の立直りを背景に、昭和9年1月、この特別融通はようやく完済された（表4-26）。

この間、台湾銀行調査会は、昭和2年7月14日、台湾銀行整理案（「台湾銀行ノ基礎ヲ鞏固ナラシムル方策」）を作成し、これを同19日の閣議に提出して原案どおり承認された。この整理案のうち、主な具体的施策を列挙すれば以下のとおりである。⁽¹⁵⁾

イ、台湾銀行の資産面における欠陥の是正策

- ① 資本金を3分の1に減少すること。
- ② 諸積立金を取り崩すこと。
- ③ 震災手形については震災手形処理委員会の議を経て相当債務額の免除を受けること。
- ④ 台湾融資法による借入れについては、特別融通損失審査会の決定を経て、相当債務額の免除を受けること。

表 4-26 台湾銀行に対する本行
口特別融通残高の推移

（単位：千円）

昭和	鈴木商店 関係資金	その他	計
2年4月16日	64,908	72,832	137,740
4年12月 末	48,096	11,499	59,595
5年12月 末	43,779	9,079	52,858
6年6月 末	43,450	8,008	51,458
12月 末	39,578	2,992	42,570
7年6月 末	39,190	2,370	41,561
12月 末	38,299	1,887	40,186
8年6月 末	25,625	0	25,625
12月 末	17,310	0	17,310
9年1月8日	0	0	0

（出所）日本銀行保有資料。

なお以上を計数面からみると、同行の欠損見込み額は2億6850万円（うち鈴木商店関係分は2億1240万円）で、これに対する補填案は次のようになる。

減 資 額	26,250千円
諸積立金取崩し	1,955 〃
震災手形償還免除	46,000 〃
台湾融資法による融資の償還免除	185,000 〃
合 計	259,205千円
差引補填不足額	9,295千円

ロ、台湾銀行の将来における経営の改善策

- ① 内地における貸出を行わないこと。
- ② 内地市場におけるコールの取入れを行わないこと。
- ③ 店舗の縮小・廃止、役員・行員の減員等により、極力経費の節減を図ること。
- ④ とくにロンドン支店およびニューヨーク出張所の規模を縮小すること。

ハ、鈴木商店に対しては今後一切の貸増しを行わないこと、また同店関係の貸出については行内に整理部を設け、嚴重な監督を行うこと。

こうして台湾銀行は以上の整理案に基づいて再建に乗り出すことになったが、9月1日に開催された昭和2年上半季定時株主総会は例になく出席株主が多く、そのなかから激しく政府監督の責任を追及する発言があつて、一時はほとんど收拾し難い混乱を呈する状況に陥つたといわれている⁽¹⁶⁾。しかしなんとか同行提出の議案は原案どおり承認され、ここに同行は更生の第一歩を踏み出すことになった。以上の整理案にのっとり同行の業績が順調に推移すれば、同行の借入金は15か年で完済され、損益計算においても昭和3年下季には黒字を計上できるものと見込まれていた。

以上の整理案にもあるとおり、「台湾融資法」により本行が台湾銀行に供与した特別融通1億8500万円は、全額損失として計上されることになったが、台湾商工銀行への特別融通350万円、および華南銀行への特別融通300万円も同様に処理されることになり、これらは昭和3年6月20日の特別融通損失審査会において

4. 昭和2年の金融恐慌

正式に決定された。これにより本行は、以上の特別融通額（1億9150万円）に兌換券発行費用を加え、さらに割引料収入を差し引いた1億9228万円弱について政府から損失補償を受けることになり、同月25日、5分利付国債（額面価格2億499万円弱）が交付された。同時に本行は前記3行に対し債務を免除し、ここに台湾融資法⁽¹⁷⁾による特別融通は完結した（表4-25）。

このように台湾銀行の再建に対し、手厚い援助が行われた結果、昭和7年以降における経済環境の好転も加わって同行の借入金返済は順調に進展し、前記の同行整理案で見込まれたよりも早く、8年半で全借入金の償還を完了することができた。また損益計算においても昭和3年下季以降黒字に転じた（表4-27）。

補償法特別融通の整理回収

昭和3年5月8日をもって補償法特別融通の実行が終了したことにより、以後、補償法特別融通は整理回収の段階に入った。ちょうどその直後の5月21日から本行は恒例の本支店事務協議会を開いたが、この会議の中心テーマの一つは特別融通の回収方針をどうするかということであった。会議冒頭の演説の中で、井上総裁は次のように述べている。⁽¹⁸⁾

此度の支店長会議での主な協議事項は特別融通で貸した金の取立方法に関する考究である、融通金取立の根本方策は固より之を一律に決することは出来ない、或ものは既に償還方法が定まって居るが、整理未完了其他の為め未だ決定を見ぬものもあり、勿

表 4-27 台湾銀行整理案による収益見込みと実績
(単位：千円)

昭和	整理案(A)	実績(B)	増減(B-A)
2年下季	△ 1,360	△ 696	664
3年上季	△ 991	△ 538	452
下季	248	550	302
4年上季	330	732	402
下季	412	934	523
5年上季	493	1,134	640
下季	575	659	84
6年上季	657	1,659	1,002
下季	739	6,155	5,416
7年上季	821	816	-5
下季	903	10,027	9,124
8年上季	985	6,189	5,204
下季	1,067	2,862	1,795
計	4,881	30,483	25,603

(注)1. 整理案の計数中昭和2年下季から同3年下季までの計数は台湾銀行調査会で決定した整理案とは異なるが、この食違いの根拠は不明。

2. △印は損失を示す。

(出所) 前掲『台湾銀行史』167ページ。

第5章 戦後経済の動揺と金解禁への模索

論予想通りにはいけぬが、是等に就ては相手方たる被融通銀行の状態に応じ個々別々に研究し案を樹てて貰ひたい、そして回収促進に^{ママママ}使せしが為め年賦償還の方法を講ぜしめたいものである、そこで有価証券貸しは三年で取立て、不動産担保の分は大体五年位の内に回収したい意嚮を持つて居る。〔中略〕兎に角是等の問題は相手方の資産内情如何によつて具体的に決定すべきであり、決定した以上其の実行はもと政府の損失に帰する関係上容赦なく強硬にやりたい。

さらに本行は本支店事務協議会終了後の6月2日、補償法特別融通および台湾融資法による特別融通の整理回収にあたる機構として、「特別融通整理部」を発足させた。もっとも後者については前述のように、その最終整理が定まっていたから、特別融通整理部の仕事は、事実上、補償法特別融通の整理回収にあったといふことができる。

前述の井上総裁の演説にもあるように、本行は補償法特別融通の損失を極力小さくする方針であり、そのために特別の機構も作ったのであった。しかし実際にはその回収は遅々として進捗しなかった。すなわち、それから5年以上経過した昭和8年末でなお5億5243万円の残高があり、したがってその回収率は2割にも達しない状態であった（表4-28）。もっともこの点については当時の経済状況に影響されたところも大きい。わが国は昭和5年1月に金解禁を実施したが、これ

表 4-28 補償法特別融通の残高と回収率

(単位：千円)

年・月末	本 店	大阪支店	福島支店	その他とも計	回収率(%)
昭和2年6月	34,213	3,231	10,837	56,254	
12月	134,002	5,300	19,324	181,433	
3年6月	453,487	157,597	32,594	679,817	1.2
12月	433,921	150,858	28,461	644,053	6.4
4年	409,707	141,332	21,394	598,180	13.0
5年	402,186	139,851	19,122	585,434	14.9
6年	394,768	138,868	18,745	575,742	16.3
7年	387,445	136,563	18,650	565,648	17.8
8年	379,950	132,426	17,640	552,430	19.7
9年	364,384	126,694	17,046	529,820	23.0
10年	342,477	117,764	16,730	498,176	27.6

(注) 回収率は昭和3年5月8日残高6億8794万円に対するもの。

(出所) 日本銀行保有資料。

4. 昭和2年の金融恐慌

に伴ってわが国経済は一段と不況色を強めた。たまたま世界的な不況期に遭遇したという意味で国際環境も悪かったこと等の要因も重なって、わが国経済は深刻な不況に陥ったのである。

このような事情から、この特別融通の整理回収が軌道に乗ったのは、景気情勢が好転をみせ、さらにインフレーションがしだいに進行した昭和9年以降の時期であった。しかしその後戦時末期の昭和19年ごろから経済界の混乱によってこの整理回収は再び停滞し、結局この作業が終了したのは戦時・戦後の激しいインフレーションによって通貨価値が大幅に減価（卸売物価を基準にすれば、特別融通実施時に比し、約300分の1に減価）した昭和27年5月であった（表4-29）。この間前述の法定最終融通期限（昭和12年5月8日）は昭和11年5月、昭和22年4月の2度にわたり延長され、結局昭和27年5月8日となっていた。

表4-29 補償法特別融通の回収状況

（単位：千円）

期 間	回 収 額	各期末残高	融通先 銀行数
昭和2年5月9日～3年5月8日	73,982	687,938	88
3年5月9日～8年12月	135,507	552,430	51
9年1月～19年3月	463,820	88,610	31
19年4月～22年3月	2,566	86,043	31
22年4月～27年5月8日	33,211	52,831	25

(注)1. 当初融通額は114行7億6192万円。

2. 昭和27年5月8日の残高は回収不能額。

3. 銀行数の減少には完済によるものだけでなく、合併・営業譲渡等によるものが含まれる。

(出所) 日本銀行保有資料。

以上のように補償法特別融通の回収整理は予想に反し、25年という長期間を要する結果となった。この回収作業は直接には本店営業局および各支店が担当し、全体を総括する仕事は、前述のように特別融通整理部がこれに当たった。⁽¹⁹⁾ その間本行は各融通先銀行に対し、各行の事情に応じた年賦償還計画を作成させ、また担保処分を実行するなど、融通金の回収促進に努めた。また融通先銀行の整理を援助し、状況によっては利息軽減措置をとった。その結果、昭和27年5月8日現在の残高は25行分、5283万円余で、これが回収不能額となつた。⁽²⁰⁾ したがって前述

第5章 戦後経済の動揺と金解禁への模索

の昭和3年5月8日現在の残高に対する回収率は92.3%という高率となる。もっともこれについては、前述のように再度にわたり融通期限の延長が行われ、その間にインフレーションが進展するという事情のあったことを見逃すことはできず、長期にわたった補償法特別融通の回収整理事務は当初の数年間とその後の時期とでは様相を大きく異にした。

以上のように回収不能額が小さくなったので、本行は政府から損失補償をうけることなく、かえって、特別融通による収益総額から費用総額と回収不能額を差し引いた残額4212万円余を政府に納付した。

なお前述の特別融通損失審査会については次のような構成メンバー（幹事は省略）が昭和3年6月15日付で発令された。

会長	大蔵大臣	三土忠造
委員	大蔵政務次官	大口喜六
”	大蔵次官	黒田英雄
”	大蔵省主計局長	河田烈
”	” 理財局長	富田勇太郎
”	” 銀行局長	保倉熊三郎
”	貴族院議員	阪谷芳郎
”	”	青木信光
”	衆議院議員	粕谷義三
”	”	原脩次郎
”	日本銀行総裁	土方久徴
”	” 副総裁	深井英五
”	” 理事	浜岡五雄
”	”	永池長治

特別融通損失審査会の第1回会合は6月20日に開かれたが、ここでの大きな問題は前述の台湾融資法に基づく特別融通の損失補償に関するものであった。この特別融通損失審査会は昭和26年6月廃止された。

特別融通についての評価と反省

以上のように、昭和2年金融恐慌に際しては、法律に基づくもののほか、本行の判断と責任において実行したものを含めて、大規模な特別融通が行われた。それは本行として全く異例の措置であり、またこうした措置に対する本行外からの批判にもかなり厳しいものがあったことはすでにみてきたとおりであった。しかし、いま当時の状況を振り返るならば、これらの措置はやむをえなかったものといえよう。前述のように、金融恐慌の発生は決して偶発的なものではなく、根の深い原因が伏在していたが、そうした原因はともあれ、ひとたび金融界に動揺が生じ、それが人々の不安動揺を招くことになると、混乱はますますエスカレートするという悪循環に陥る危険が大きかったから、この際は政策当局が果敢な措置を採ることを発表して、とりあえず国民の不安心理を払しょくすることが、まず必要であった。それはまさに応急策であって、決して問題の解決策ではなかったが、少なくとも問題解決への第一歩としての意味を持つものであった。

本行にとっても、この昭和2年の特別融通は画期的な出来事であった。本行はそれまでも特別融通を実行した経験を少なからず持っていたが、昭和2年のように大規模で、かつ終結まで長期を要した例はなかった。そのため前述のように本行は新しい組織を作ってその整理に当たらなければならなかった。そうした特別融通の実行とその整理を通じて、本行は銀行経営や企業経営の内部にタッチするようになり、それだけに経済界においてある意味では強い立場に立つようになった。また本行は、大正12年（1923年）の震災手形による特別融通以降、銀行経営の実態にいっそう深く触れるようにもなった。

しかし反面、以上のような特別融通が著しい金融緩和を招き、本行の金融調節力を弱めたという事実を見落とすことはできない。いまこの点を本行貸出という側面からみると、大正15年当時2～3億円程度であった本行貸出は、補償法特別融通実行最終日の昭和3年5月8日には11億円近い高水準となり、しかもその大部分は特別融通、外国為替貸付といった固定的貸出によって占められていた（表4-30）。本行の金融調節能力が問題となったのは当然のことといわなければならない。

表 4-30 日本銀行貸出残高とその内訳

(単位：千円)

	大正 15年 5月 8日	昭和 2年 5月 8日	昭和 3年 5月 8日	昭和 4年 5月 8日
一般貸出 (A)	152,946	988,536	158,134	83,194
別口割引手形	54,439	178,353	12,325	0
第二別口割引手形	0	0	687,938	621,367
第三別口割引手形	0	0	191,500	0
外国為替貸付	49,925	36,353	7,749	15,184
計 (B)	257,310	1,203,242	1,057,646	719,745
$\frac{B-A}{B}$ (%)	40.6	17.8	85.0	88.4
(参考)				
日本銀行一般預金(千円)	61,890	323,093	515,676	313,030
公定歩合(商手割引)(日歩)	2.0銭	1.6銭	1.5銭	1.5銭
コール翌日物(東京)(%)	1.5〃	1.3〃	0.65~1.1〃	0.95~1.1〃

- (注)1. 一般貸出には本行口特別融通を含む。
 2. 別口割引手形とは震災手形特別融通による手形をいう。
 3. 第二別口割引手形とは補償法特別融通による手形をいう。
 4. 第三別口割引手形とは台湾融資法特別融通による手形をいう。

(出所) 日本銀行保有資料。

以上のような状況から金融界の混乱が収まると、そうした異例の措置にできるだけ早く終止符を打って、中央銀行として本来の姿に戻りたいという声が生じたのは当然であった。昭和3年5月の本支店事務協議会において井上総裁が次のように述べたのは、以上のような本行の気持ちを率直に表明したものである⁽²¹⁾。

大正九年来日本銀行の採り来つた所は其本来の立場から云ふと遺憾な事が多い、殊に大正十二年即ち震災後に変則な取扱の最も顕著なものがある、銀行資金の夥しい固定は此度の補償法を機会に大体整理を為し得たが此間に於ける日本銀行の態度は中央銀行として忍びざる所であつたので茲に態度方針の一変を要するのだがそこは地方支店長の最も考慮すべきことである、此の点は大蔵省とは聊か議論の岐る所であるが、今後潰れる銀行は止むを得ぬ、勝手に潰れるより仕方がない、補償法時代に整理をやつてやつてやり抜いたのに其期間内に自覚もせず整理をしなかつたのは自業自得である、今後日本銀行は成規の取引以外はやらない積りで夫れが為め仮令銀行が潰れる様なことがあつても已むを得ない、又無理に貸付を行へば自分の立場を失ふに至るのでもう整理救済はやらぬ方針である、

4. 昭和2年の金融恐慌

- (1) 昭和2年5月5日「衆議院議事速記録」(前掲『日本金融史資料』昭和編第13巻所収) 486ページ。原文の片仮名は平仮名に改めた。
- (2) 同上、497～499ページ。
- (3) ちなみに昭和元年末における全国銀行預金残高(ただし公金預金を除く)は111億円であった。
- (4) 昭和2年5月8日「衆議院議事速記録」(前掲『日本金融史資料』昭和編第13巻所収) 619ページ。
- (5) 昭和2年5月3日付『東京朝日新聞』社説「台湾の金融機関救済案」。
- (6) 昭和2年5月10日付上掲紙、社説「七億円負担法の成立」。
- (7) 昭和2年5月11日付「大阪毎日新聞」社説「金融界の肅正」(前掲『日本金融史資料』昭和編第26巻所収) 778ページ。
- (8) 前掲、時評「預金者救済の理由無し」11ページ。
- (9) 昭和2年5月6日付『中外商業新報』社説「財界安定策の是非」。
- (10) 翌10日、本行総裁の更迭に伴い会長は井上準之助となった。
- (11) 日本銀行保有資料。
- (12) 同上。
- (13) 前掲、昭和2年5月8日「衆議院議事速記録」619ページ。
- (14) 日本銀行保有資料。
- (15) 前掲「台湾銀行ノ破綻原因及其整理」293～294ページ。
- (16) 前掲『台湾銀行史』161～162ページ。
- (17) 前掲「台湾銀行ノ破綻原因及其整理」311～312ページ。
- (18) 前掲『支店長会議書類』(昭和2年春季～3年秋季)。
- (19) その後昭和12年9月27日特別融通整理部の廃止により、その事務は審査部に引き継がれ、さらに昭和17年5月の本行改組の際、同月18日から営業局に移管された。
- (20) ただし融通先の一つであった加島銀行の後身、三光株式会社は、昭和27年5月当時、「企業再建整備法」による特別経理会社として再建整備計画実行中であったので、その最終処理は未了のままとなった。
- (21) 前掲『支店長会議書類』(昭和2年春季～3年秋季)。